

大学機関別認証評価

自己評価書

令和3年6月

東京海洋大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
領域 1	教育研究上の基本組織に関する基準	6
領域 2	内部質保証に関する基準	9
領域 3	財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	19
領域 4	施設及び設備並びに学生支援に関する基準	25
領域 5	学生の受入に関する基準	30
領域 6	教育課程と学習成果に関する基準	35
	基準の判断 総括表	35
	海洋生命科学部	36
	海洋工学部	37
	海洋資源環境学部	38
	海洋科学技術研究科	39

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 東京海洋大学
 (2) 所在地 東京都港区
 (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	海洋生命科学部、海洋工学部、海洋資源環境学部
大学院課程	海洋科学技術研究科

- (4) 学生数及び教員数（令和3年5月1日現在）

学生数	学部1,929人、大学院696人
教員数	専任教員数：247人、助手数：4人

2 大学等の目的

【東京海洋大学の理念】

人類社会の持続的発展に資するため、海洋を巡る学問及び科学技術に係わる基礎的・応用的教育研究を行う。

（出典：<https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/vision/vision.html>）

【大学の人材養成と目標】

我が国が海洋立国として発展し、国際貢献の一翼を担っていくためには、国内唯一の海洋系大学である東京海洋大学が、「海を知り、守り、利用する」ための教育研究の中心拠点となって、その使命を果たす必要がある。このような基本的観点に立ち、本学は、研究者を含む高度専門職業人養成を核として、海洋に関する総合的教育研究を行い、次の能力・素養を有する人材を養成する。

- 一、 海洋に対する科学的認識を深化させ、自然環境の望ましい活用方策を提示し、実践する能力
- 二、 論理的思考能力、適切な判断力、社会に対する責任感をもって行動する能力
- 三、 現代社会の大局化した諸課題について理解・認識し、対応できる実践的指導力
- 四、 豊かな人間性、幅広い教養、深い専門的知識・技術による課題探求、問題解決能力
- 五、 国際交流の基盤となる幅広い視野・能力と文化的素養

（出典：<https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/vision/vision.html>）

【大学像】

海洋分野において国際的に活躍する産官学のリーダーを輩出する世界最高水準の卓越した大学。

（出典：<https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/vision/vision.html>）

【大学の研究領域】

本学は、環境、資源、エネルギーを中心に、これら3領域の複合部分、周辺領域を含めた幅広い研究に取り組む。

(出典：<https://www.kaiyodai.ac.jp/overview/vision/vision.html>)

【学部・研究科ごとの教育研究上の目的】

1. 海洋生命科学部

海洋生命科学部においては、海洋を含めた水圏に生息する多様な生物の資源としての保全・利用やそれらに関するバイオテクノロジー、食料の利用・加工、海洋政策や文化に関心と興味を持ち、これらに係わる諸課題を追求し、解決するための行動力とグローバル化への対応力を身につけた高度専門職業人を養成するとともに、これらの諸課題に係わる基礎から応用に至るまでの研究を行うことにより、人類社会の発展に貢献することを教育研究上の目的とする。各学科については、次のとおりである。

○海洋生物資源学科：海洋生物資源の保全と持続的利用に関する適正な生産・管理システムについて基礎的・応用的・総合的に教育研究する。

○食品生産科学科：水産資源を含めた食資源（食品）の安全かつ健全な利用・開発・流通・消費と新しい機能を持つ食品の開発について基礎的・応用的・総合的に教育研究する。

○海洋政策文化学科：海と人との共生的関係に基づく海洋利用、海洋政策、海洋文化について基礎的・応用的・総合的に教育研究する。

2. 海洋工学部

海洋工学部においては、海上輸送に関連する海、船の利用及び物流等に強い関心を持ち、工学的視点からこれらに係わる諸課題の理解と解決に必要な高度な技術と専門知識を含む幅広い教養、及び豊かな人間性を身につけた国際的にも活躍できる高度専門職業人を養成するとともに、これらの諸課題に係わる基礎から応用に至るまでの研究を行うことにより、人類社会の発展に貢献することを教育研究上の目的とする。各学科については、次のとおりである。

○海事システム工学科：船舶運航技術や船と陸のシステムを結ぶための情報通信技術及びこれら海事関連システムの管理について基礎的・応用的・総合的に教育研究する。

○海洋電子機械工学科：船舶の動力機関や船舶・海洋関連の設備・機器システムの運用、保守管理及びこれらの機器の開発、設計、製造について基礎的・応用的・総合的に教育研究する。

○流通情報工学科：物流と情報流及び商流を一元的に捉えることにより、ロジスティクスシステムを基礎的・応用的・総合的に教育研究する。

3. 海洋資源環境学部

海洋資源環境学部においては、海洋環境の保全と、海底を含めた海洋資源の開発と持続的利用に関心を持ち、これらに係わる諸課題をグローバルな観点から俯瞰し、解決するための高度な知識と技術を身につけ、応用力のある高度専門職業人を養成するとともに、これらの諸課題に係わる基礎から応用に至るまでの研究を行うことにより、人類社会の発展に貢献することを教育研究上の目的とする。各学科については、次のとおりである。

○海洋環境科学科：海の諸現象を把握し予測する海洋学及び生物と環境との関係を解析する海洋生物学を基に、環境保全・修復の科学・技術を基礎的・応用的・総合的に教育研究する。

○海洋資源エネルギー学科：環境を保全しつつ海の資源や再生可能エネルギーを利用するための科学・工学及び海洋の開発に係わる技術を基礎的・応用的・総合的に教育研究する。

(出典：東京海洋大学の学部及び学科における教育研究上の目的に関する規則)

4. 海洋科学技術研究科

研究科においては、海洋とその可能性に興味と関心を持ち、海洋に関する学術の理論及び応用を探求し、先端領域を切り拓く高度の専門能力と独創性、及び国際的に活躍できる豊かな教養と倫理性を併せ持つ高度専門職業人や研究者を養成するとともに、海洋分野の諸課題に係わる基礎から応用に至るまでの高度な研究を行うことにより、直面する諸課題の解決を図ることで、人類社会の発展に寄与することを教育研究上の目的とする。各専攻については、次のとおりである。

《博士前期課程》

- 海洋生命資源科学専攻 : 海洋生物の生理・生態について、生命科学と資源生物学を基盤として解明し、食料や産業資源としての海洋生物の管理と保全、収穫システムや増養殖生産、環境修復や有益環境の創出等、海洋生物の持続的生産と利用のための適正な生産・管理システムに関する基礎・応用・学際的な教育研究を行う。
- 食機能保全科学専攻 : 人の健康増進及び恒常性の維持並びに食資源の有効利用・ロス削減に貢献するため、水産食品を中心に原料から消費に至るまで、食品の安全性・健全性の確保・向上、加工法、品質の維持及び流通に関する学理の教育研究を行うとともに、食品の機能性向上に関する学理及び先端技術の教育研究を行う。
- 海洋資源環境学専攻 : 海洋環境を保全しつつ、資源を持続的に利用するため、海洋の成り立ちと保全、海洋生物と環境との関わり、海洋・海底資源及びエネルギーの開発と利用に係わる諸課題について、理学的及び工学的な視点からその先端的な学理と応用技術に関する教育研究を行う。
- 海洋管理政策学専攻 : 海洋に関する総合的知識を持ち、長期的・多角的視野に立って海洋政策を立案する高度専門職業人の育成を行う。そのために、自然科学・社会科学・人文科学を融合した教育を行うとともに、ケースメソッド、フィールド実習等による実践的な教育研究を行う。
- 海洋システム工学専攻 : 海洋人工物と海洋環境の調和という観点に立ち、海洋観測・調査・作業機器や船舶・機械構造物等を、機械工学・システム工学・環境工学・安全工学を核とした開発・設計・構築又は新規製作技術開発など、総合工学的なアプローチにより高度に発展させるための教育研究を行う。
- 海運ロジスティクス専攻 : 国際海運の基幹である船舶の安全運航と輸送の効率化、海洋環境保全及び海洋開発技術の発展等、並びに商品の流れを生産から消費までの過程で捉えたロジスティクスの社会工学的視点、経営・経済的視点からの分析による計画設計、運用管理及び政策に関する教育研究を行う。
- 食品流通安全管理専攻 : フードサプライチェーン全体において、HACCPの考え方に基づく食品安全マネジメントシステムを構築し、食品の安全管理に重点を置いた経営を実現するため、制御技術、コミュニケーション、組織運営などに関する技術開発、運用管理、対応策立案に関する教育研究を行う。

《博士後期課程》

- 応用生命科学専攻 : 海洋生物の生理・生態・機能を総合的に解明し、海洋生物資源の持続的生産と高度有効利用に応用することを目的とする。具体的には海洋生物の保全、資源管理、増養殖、食品としての利用、有用物質の単離や生産を目指した先端的学理と技術開発に関する教育研究を行う。
- 応用環境システム学専攻 : 海と人間の共生の観点から、海流の変動機構・物質拡散の計測と予測、資源探査技術の創出、海洋生物と環境の関わり、安全効率的な海上交通輸送システムの構築、先端推力・エネルギー機器・機械システムの開発、海洋管理政策提言等、海洋環境の解明・利用・保全に関する学理と技術に関する教育研究を行う。

(出典：東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科における教育研究上の目的に関する規則)

3 特徴

本学は、平成15年10月に東京商船大学と東京水産大学が統合して創設され、2学部7学科（海洋科学部4学科（水産教員養成課程を含む。）、海洋工学部3学科）、海洋科学専攻科（令和3年度に水産専攻科から名称変更）、乗船実習科、大学院海洋科学技術研究科（博士前期課程5専攻、博士後期課程2専攻）を擁する海洋系総合大学として発足し、現在、博士前期課程は7専攻となっている。平成29年4月には海洋資源環境学部を新設し、海洋生命科学部（海洋科学部から名称変更）及び海洋工学部との3学部体制に移行した。大学院においては、博士前期課程の海洋環境保全学専攻を海洋資源環境学専攻に改組するなど学部改組に対応した組織整備を行い、学部から大学院に至る体系的な教育体制を構築し、海洋に関する総合的分野を教育研究する大学として、以下に示すような特徴ある教育研究活動を展開している。

【東京海洋大学の中長期ビジョン（ビジョン2027）】

本学は、平成27年10月に、第4期中期目標・中期計画期間終了時の2027年までを見据えた「ビジョン2027—海洋の未来を拓くために—」を策定した。これは本学が、海洋国家である日本にとって今後益々重要性を増す海洋に関する学術諸分野の教育・研究の拠点となり、明日の海洋分野を担い、新たな産業を創造する人材を育成しなければならないという決意のもと、海洋の未来を拓くトップランナーとしてその実現を目指すものとして定めたものである。2019年4月には、ビジョン2027の見直しを行い、Version2に改定した。現在、全構成員が一丸となり、海洋の未来を拓くためのビジョン実現に向けて取り組んでいる。

【教育】

本学の特色のある教育上の取組として、グローバルなフィールドで活躍できる人材を育成するための教育プログラムを数多く展開している。新興アジア諸国との連携の重要性を踏まえ、英語によるコミュニケーション力の強化を重視し、TOEIC L&Rスコア600点を海洋科学部において3年次から4年次への進級要件に設定し、海洋生命科学部及び海洋資源環境学部に引き継がれている。本進級要件は令和2年度末に適用5年目を終え、常に96%以上の高い進級要件達成率を示している。海洋工学部ではグローバル・リーダーシップ・イニシアティブ(GLI)認定コースを設定し、グローバルな環境下で優れたリーダーシップを発揮できる学生の資質を認定する取組を実施している。なお、海洋工学部においても令和3年度入学者から英語能力による4年次進級要件を導入した。これにより、本学の全ての学士課程において、英語資格・検定試験が進級要件となった。また、大学院においては「大学の世界展開力強化事業」に採択され、平成28年度に「『日中韓版エラスムス』を基礎とした海洋における国際協働教育プログラム」（略称：OQEANOUS※プログラム）をスタートさせ、同事業の中間評価においては、最も優れた“S”評価を得ている。本プログラムは、質の保証を伴った日中韓における単位互換制度を構築・運用するもので、将来的にはASEAN諸国や欧米各国の大学との交流につなげることとしている。

さらに、令和元年度に採択された卓越大学院プログラム「海洋産業AIプロフェッショナル育成卓越大学院プログラム」では、令和2年10月に「海洋AI開発評価センター（MAIDEC）」を設置し、海外の大学を含む産官学連携により、博士課程5年一貫のカリキュラム構築を図り、新たな海洋産業人材の創出を目指している。

※ OQEANOUS（オケアヌス）：Oversea Quality-assured Education In Asian Nations for Ocean University Students の略。オケアヌスはギリシャ神話に登場する海神（Oceanus）に由来。）

【教育・研究資源の有効活用】

本学では、本学が有する海洋に関する特徴的な教育研究資源を有効に活用した教育・研究・社会貢献活動を積極的に進めている。本学が有する4隻の練習船は、STCW条約（1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約；The International Convention on Standards of Training, Certification and Watchkeeping for Seafarers, 1978）に基づき、船舶職員（三級海技士）養成の実習に用いられるとともに学部学生・大学院学生の各種実習・調査・研究に利用されている。さらに国内外の大学・研究機関と連携し、数多くの共同研究、国際貢献等に利用されており、特に、練習船海鷹丸による南極航海は、令和元年度までに23次を数え、南極観測事業に多大な貢献をしてきた。また、神鷹丸、汐路丸は、文部科学省の教育関係共同利用拠点に認定され、他大学の乗船実習等にも活用されている。なお、汐路丸は、33年ぶりに青鷹丸の機能を統合した「汐路丸IV世」を建造し、令和3年10月末に竣工予定となっている。完成・就航後は、現汐路丸及び青鷹丸を退役させ、3隻体制に移行するとともに、運航管理体制を強化し、さらなる練習船の活用を推進していく。

水圏科学フィールド教育研究センターは、千葉県、山梨県、静岡県の計5か所にステーションを有し、東京のキャンパスでは経験できない実践教育と先端研究を行うとともに地域貢献・社会貢献の場にもなっている。

II 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

: 「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-1-1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要 ・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）		
	1-1-1-01 設置計画の概要（海洋資源環境学部）		
	1-1-1-02 名称変更の概要（海洋生命科学部）		
	1-1-1-03 名称変更の概要（海洋生命資源科学専攻）		
	1-1-1-04 名称変更の概要（海洋資源環境学専攻）		
	・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			
基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-2-1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・認証評価共通基礎データ様式 認証評価共通基礎データ様式		
[分析項目1-2-2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2） 1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
教員は全て学術研究院に所属しており、学部、大学院、学内共同利用施設及び特定事業組織における教育、研究及び運営等の職務を担当している。		認証評価共通基礎データ様式	
		1-2-2 教員の年齢別・性別内訳	再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			
基準 1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・ 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式 1-3-1）		
	1-3-1 教員組織と教育組織の対応表		
	・ 組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 東京海洋大学学則	p. 1(4条)	
	1-3-1-02 東京海洋大学大学院学則	p. 1(2~4条)	
	1-3-1-03 東京海洋大学学術研究院規則	p. 1(2~5条)	
	1-3-1-04 東京海洋大学学術研究院会議規則	p. 1(2~3条)	
	1-3-1-05 東京海洋大学教員配置戦略会議規則	p. 1(2~3条)	
	・ 責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
1-3-1-06 東京海洋大学学部長及び研究科長選考等規則	p. 1(2条、11条)		
1-3-1-07 東京海洋大学学科主任及び専攻主任に関する規則	p. 1(2~3条、6~7条)		
・ 責任者の氏名が分かる資料			
1-3-1-08 役職者等一覧			

[分析項目 1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1-3-2）		
	1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・教授会等の組織構成図、運営規定等		
	1-3-2-01 東京海洋大学教授会通則	p. 1 (2~5条、10条)	
	1-3-2-02 海洋生命科学部教授会規則	p. 1 (2条)	
	1-3-2-03 海洋工学部教授会規則	p. 1 (2条)	
	1-3-2-04 海洋資源環境学部教授会規則	p. 1 (2条)	
[分析項目 1-3-3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1-3-3）		
	1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・組織構成図、運営規定等		
	1-3-3-01 国立大学法人東京海洋大学教育研究評議会規則	p. 1 (2条、4~5条)	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

：「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・ 内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1） 2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・ 明文化された規定類 2-1-1-01 国立大学法人東京海洋大学内部質保証に関する基本方針		
	2-1-1-02 国立大学法人東京海洋大学内部質保証推進室について		
	2-1-1-03 東京海洋大学内部質保証審査会実施要領		
	2-1-1-04 国立大学法人東京海洋大学の理事及び副学長の職務分担について		
	2-1-1-05 東京海洋大学計画・評価委員会規則		
	2-1-1-06 自己点検・評価（内部質保証）項目及び担当委員会等一覧（R3第3回計画・評価委員会資料一部抜粋）		
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・ 教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2） 2-1-2 教育研究上の基本組織一覧		
	・ 明文化された規定類 2-1-1-01 国立大学法人東京海洋大学内部質保証に関する基本方針		再掲
	・ 評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの。）		
[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・ 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3） 2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	・ 明文化された規定類 2-1-1-01 国立大学法人東京海洋大学内部質保証に関する基本方針		再掲
	2-1-3-01 東京海洋大学施設・環境委員会規則	p.1(2~3条、5条)	
	2-1-3-02 東京海洋大学学生支援委員会規則	p.1(2~3条、5条)	
	2-1-3-03 東京海洋大学キャリア支援センター運営委員会規則	p.1(2~3条、5条)	
	2-1-3-04 東京海洋大学グローバル教育研究推進委員会規則	p.1(2~3条、5条)	
	2-1-3-05 東京海洋大学全学入学試験委員会規則	p.1(2~4条)	

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			
基準2-2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・ 明文化された規定類 2-2-1-01 教育の内部質保証実施に関する取扱いについて	第2 (1) (4)	
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	・ 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2） 2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧 ・ 明文化された規定類 2-2-1-01 教育の内部質保証実施に関する取扱いについて 2-2-2-01 東京海洋大学海洋生命科学部教務委員会規則 2-2-2-02 東京海洋大学海洋工学部教務委員会規則 2-2-2-03 東京海洋大学海洋資源環境学部教務委員会規則 2-2-2-04 東京海洋大学大学院教務委員会規則 2-2-2-05 東京海洋大学大学院教育の点検・改善WG設置要項		再掲

[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）			
	2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧			
	・明文化された規定類			
	2-1-1-01 国立大学法人東京海洋大学内部質保証に関する基本方針		再掲	
	2-2-3-01 東京海洋大学の中期目標・中期計画に基づく年度計画の点検・評価及び内部質保証の取扱いについて			
[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）			
	2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧			
	・明文化された規定類			
	2-2-4-01 学生による授業評価アンケート及びFD活動の取組状況調査の実施に関する取扱い			
	2-2-4-02 東京海洋大学修学支援調査の実施について			
	2-2-4-03 東京海洋大学卒業生・修了生に関する就職支援調査の実施について			
	2-2-4-04 東京海洋大学卒業生・修了生就職先企業に関する調査の実施について			
	2-2-4-05 学部一年次入学者による新入生アンケート及び受験生によるオープンキャンパスアンケート実施に関する取扱いについて			
	[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）		
		2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧		
・明文化された規定類				
2-1-1-01 国立大学法人東京海洋大学内部質保証に関する基本方針			再掲	
2-2-1-01 教育の内部質保証実施に関する取扱いについて			再掲	
2-1-1-05 東京海洋大学計画・評価委員会規則			再掲	
2-2-5-01 東京海洋大学全学教育・FD委員会規則				
2-1-3-01 東京海洋大学施設・環境委員会規則			再掲	
2-1-3-02 東京海洋大学学生支援委員会規則			再掲	
2-1-3-03 東京海洋大学キャリア支援センター運営委員会規則			再掲	
2-1-3-04 東京海洋大学グローバル教育研究推進委員会規則			再掲	
2-1-3-05 東京海洋大学全学入学試験委員会規則			再掲	

<p>[分析項目2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること</p>	・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6）		
	2-2-6 実施の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人東京海洋大学内部質保証に関する基本方針		再掲
	2-2-1-01 教育の内部質保証実施に関する取扱いについて		再掲
	2-2-5-01 東京海洋大学全学教育・FD委員会規則		再掲
	2-1-3-01 東京海洋大学施設・環境委員会規則		再掲
	2-1-3-02 東京海洋大学学生支援委員会規則		再掲
	2-1-3-03 東京海洋大学キャリア支援センター運営委員会規則		再掲
	2-1-3-04 東京海洋大学グローバル教育研究推進委員会規則		再掲
2-1-3-05 東京海洋大学全学入学試験委員会規則		再掲	
<p>[分析項目2-2-7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること</p>	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 国立大学法人東京海洋大学内部質保証に関する基本方針		再掲
	2-2-1-01 教育の内部質保証実施に関する取扱いについて		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p>[分析項目2-2-2] 根拠資料「2-2-1-01_教育の内部質保証実施に関する取扱いについて」の「(1)学部・研究科の教育活動の有効性の検証」では、その実施単位が「全学」、実施機関が「全学教育・FD委員会」となっているが、実際の判断は各教育課程の教務委員会等が実施しており、全学教育・FD委員会がその結果を集約した上で、内部質保証推進室に報告することにより、内容の妥当性を担保する体制となっている。</p>			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 根拠資料 とともに簡条書きで記述すること。			
該当なし			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>該当なし</p>			
<p>【改善を要する事項】</p> <p>該当なし</p>			

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること</p>	<p>・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1）</p> <p>2-3-1 計画等の進捗状況一覧</p>		
<p>[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>・該当する報告書等</p> <p>2-3-2-01 2020統合報告書</p> <p>2-3-2-02 データでみる東京海洋大学</p>		
<p>[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>・該当する報告書等</p> <p>2-3-3-01 平成27年度東京海洋大学修学支援調査 集計結果報告書</p> <p>2-3-3-02 平成27年度東京海洋大学修学支援調査への対応状況</p> <p>2-3-3-03 平成30年度東京海洋大学修学支援調査 調査結果報告書</p> <p>2-3-3-04 平成30年度東京海洋大学修学支援調査対応状況</p> <p>・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。</p>		
<p>[分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>・該当する第三者による検証等の報告書</p> <p>2-3-4-01 JABEE技術者教育プログラム認定審査結果報告</p>		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-4-1] 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・明文化された規定類		
	1-3-3-01 国立大学法人東京海洋大学教育研究評議会規則	p.1(2条、4~5条)	再掲
	2-1-1-01 国立大学法人東京海洋大学内部質保証に関する基本方針		再掲
	2-4-1-01 東京海洋大学改革準備委員会規則	p.1(1~3条)	
	2-4-1-02 大学改革準備委員会部会一覧		
	2-4-1-03 大学改革準備委員会検討スキーム		
	2-4-1-04 大学改革に関するアドバイザリーボード設置要項		
	2-4-1-05 大学改革アドバイザリーボード議題一覧(平成26年度~平成28年度)		
	2-4-1-06 平成25年度将来構想等審議経過(将来計画委員会議事要録抜粋等)		
	・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		
	2-4-1-07 平成27年度 東京海洋大学臨時大学改革準備委員会議事要録		
	2-4-1-08 平成27年度国立大学法人東京海洋大学第5回経営協議会議事要録		
	2-4-1-09 平成27年度国立大学法人東京海洋大学第14回役員会議事要録		
	2-4-1-10 平成27年度国立大学法人東京海洋大学臨時教育研究評議会議事要録		
2-4-1-11 平成27年度国立大学法人東京海洋大学第14回役員会資料(該当資料一部抜粋)(非公表)			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目2-4-1] 本学では、平成29年度に海洋資源環境学部を新設したが、新学部設置にあたり、平成26年10月3日に「東京海洋大学改革準備委員会規則」を施行し、「東京海洋大学改革準備委員会」を起ち上げた。資料2-4-1-02から2-4-1-11は本規則に基づいて行われた実際の改組のプロセスを示した資料である。本規則は、海洋資源環境学部を設置するために作られた規定であるため、平成29年3月31日にその効力を失った。今後、教育研究上の組織の新設・改廃等は資料2-1-01「国立大学法人東京海洋大学内部質保証に関する基本方針」(平成30年3月15日役員会決定)に基づき実施することになる。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 根拠資料とともに簡条書き で記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）		
	・明文化された規定類		
	1-3-1-05 東京海洋大学教員配置戦略会議規則		再掲
	2-5-1-01 国立大学法人東京海洋大学教員任用等規則（非公表）		
	2-5-1-02 東京海洋大学教員選考基準（非公表）		
	2-5-1-03 教員選考委員会の設置について（非公表）		
	2-5-1-04 教員選考委員会選考指針（非公表）		
	2-5-1-05 平成28年度以降の教員採用及び昇任に係る申請について（非公表）		
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-03 教員選考委員会の設置について（非公表）		再掲
	・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあつては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-03 教員選考委員会の設置について（非公表）		再掲
2-5-1-06 大学院担当教員資格審査に関する細則（非公表）			
2-5-1-07 大学院担当教員資格審査基準申合せ（非公表）			

[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2）		
	2-5-2 教員業績評価の実施状況		
	・明文化された規定類		
	2-5-1-01 国立大学法人東京海洋大学教員任用等規則（非公表）	p.1(8条)	再掲
	2-5-2-01 教員の個人活動評価指針（非公表）		
	2-5-2-02 教員の個人活動評価基準（非公表）		
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-03 教員の個人活動評価における実施要領（非公表）		
	2-5-2-04 教員の個人活動評価における評点の調整について（非公表）		
	2-5-2-05 H26年度教員の個人活動評価実施報告書（非公表）		
	2-5-2-06 H29年度教員の個人活動評価実施報告書（非公表）		
	2-5-2-07 R2年度教員の個人活動評価実施報告書（非公表）		
	2-5-2-08 学術研究院における処遇評価実施方法（非公表）		
2-5-2-09 処遇反映に係る評価について（非公表）			
[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3）		
	2-5-3 評価結果に基づく取組		
	・反映される規定がある場合は明文化された規定類		
	2-5-2-09 処遇反映に係る評価について（非公表）		再掲
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-08 学術研究院における処遇評価実施方法（非公表）		再掲
	2-5-2-05 H26年度教員の個人活動評価実施報告書（非公表）		再掲
	2-5-2-06 H29年度教員の個人活動評価実施報告書（非公表）		再掲
2-5-2-07 R2年度教員の個人活動評価実施報告書（非公表）		再掲	
[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4）		
	2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧		

<p>[分析項目2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること</p>	<p>・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式2-5-5）</p> <p>2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧</p> <p>・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料</p> <p>2-5-5-01 国立大学法人東京海洋大学事務組織規則</p> <p>2-5-5-02 国立大学法人東京海洋大学事務分掌細則</p> <p>・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料</p> <p>2-5-5-03 教育支援者（助手、技術職員）配置</p> <p>・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料</p> <p>2-5-5-03 教育支援者（助手、技術職員）配置</p> <p>2-5-5-04 TAの配置状況</p>	<p>p.1、3(4条、22~27条)</p> <p>p.5~9(12~18条)</p>	<p>再掲</p>
<p>[分析項目2-5-6] 教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p>	<p>・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6）</p> <p>2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧</p> <p>・TA等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料</p> <p>2-5-6-01 ティーチング・アシスタント（TA）マニュアル</p> <p>2-5-6-02 2020年度第10回代議員会議事要録（一部抜粋）</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>該当なし</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</p>			
<p>教員の処遇評価については、教員の所属組織である学術研究院を基本的な実施単位としているが、例外として、主に練習船の運航等に従事する教員、その他学内共同利用施設等の教員にあっては、その職務上の特性に配慮し、学術研究院以外の組織を処遇評価の実施単位としている。同資料では、それらを含む評価の実施単位について「セグメント」の語を用いて定めている。</p>	<p>2-5-2-09 処遇反映に係る評価について（非公表）</p>		<p>再掲</p>
<p>本資料には、卓越大学院プログラム関連のFDとして、海洋AI勉強会を4件、海洋産業AI研修を2件計上している。本学では、今後、データサイエンス、AIに関する教育が非常に重要と考えており、カリキュラムの改善も検討しているところである。そのためには、大学全体としてデータサイエンス、AI教育に取り組む必要があり、これまで本分野への関連が薄かった教員に対しても基礎的な知識を習得させ、自身の専門教育の中に取り入れてもらうことを目的として海洋AI勉強会、海洋産業AI研修を企画、実施したものである。なお、本FDには、工学系以外にも生物系の教員の参加者も増えてきており、データサイエンス、AIへの各教員の関心を高める取組となっている。</p>	<p>2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧</p>		<p>再掲</p>

<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>該当なし</p>
<p>【改善を要する事項】</p> <p>該当なし</p>

II 基準ごとの自己評価

領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

: 「該当なし」

基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・ 直近年度の財務諸表		
	3-1-1-01_令和2事業年度財務諸表等		
	・ 上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
	3-1-1-02_令和2年度監事の監査報告書		
[分析項目 3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	3-1-1-03_令和2年度会計監査人の監査報告書		
	・ 予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式 3-1-2）		
	3-1-2_予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料		
	・ 分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
	3-1-2-01_【分析の手順に示された理由】 30%以上乖離理由		
	3-1-2-02_【分析の手順の示された理由】 経常損失の理由、特別損失が過大である理由		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	3-2-1-01 国立大学法人東京海洋大学役員会規則	p.1(2~4条)	
	3-2-1-02 国立大学法人東京海洋大学経営協議会規則	p.1(2条、4~5条)	
	1-3-3-01 国立大学法人東京海洋大学教育研究評議会規則	p.1(2条、4~5条)	再掲
	3-2-1-03 国立大学法人東京海洋大学管理規則	p.1~2(7~10条、13~17条)	
	2-1-1-04 国立大学法人東京海洋大学の理事及び副学長の職務分担について	p.1(1~2)	再掲
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
[分析項目3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・役職者の名簿		
	3-2-1-04 役員等一覧		
	・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）		
3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 根拠資料とともに簡条書き で記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-3-1】 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）		
	3-3-1 事務組織一覧		
	・根拠となる規定類		
	2-5-5-01 国立大学法人東京海洋大学事務組織規則	p.1~4(2~5条、14~28条)	再掲
	2-5-5-02 国立大学法人東京海洋大学事務分掌細則	p.1~9(2~19条)	再掲
	・事務組織の組織図		
	3-3-1-01 事務組織の組織図		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準 3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 3-4-1] 教員と事務職員等が適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式 3-4-1） 3-4-1 教職協働の状況		
[分析項目 3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 3-4-2） 3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u> 該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定		
	3-5-1-01 国立大学法人東京海洋大学監事監査規則		
	3-5-1-02 国立大学法人東京海洋大学監事監査実施基準		
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	3-5-1-03 令和2年度監事監査計画書		
	3-5-1-04 令和2年度監事監査報告書（補足付き）（非公表）		
[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
	・ 会計監査人の監査の内容・方法を確認できる資料（直近年度の監査計画書等）		
	3-5-2-01 令和2年度会計監査人監査計画概要書（非公表）		
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）		
[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	3-5-2-02 令和2年度会計監査人監査報告書（参考資料付き）（非公表）		
	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	3-3-1-01 事務組織の組織図		再掲
	・ 内部監査に関する規定		
	3-5-3-01 国立大学法人東京海洋大学内部監査規則		
	3-5-3-02 国立大学法人東京海洋大学内部監査実施基準		
	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
	3-5-3-03 令和2年度内部監査計画書（非公表）		
3-5-3-04 令和2年度内部監査報告書総括（非公表）			
[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）		
	3-5-4-01 監事・学長連絡会次第（令和2年度）（非公表）		
	3-5-4-02 監事・監査室連絡会次第（令和2年度）（非公表）		
	3-5-4-03 経営者ディスカッション（令和2年度）（非公表）		
	3-5-4-04 四者協議会議事次第（令和2年度）（非公表）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			
基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-6-1] 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1） 3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

II 基準ごとの自己評価

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

：「該当なし」

基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式		
	認証評価共通基礎データ様式		
	・ 夜間の授業又は 2 以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式 4-1-1） 4-1-1 夜間の授業又は 2 以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
[分析項目 4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式 4-1-2）		
	4-1-2 附属施設等一覧		
	1-3-1-01 東京海洋大学学則	p. 2~3 (12~13条)	再掲
[分析項目 4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式 4-1-3）		
	4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
	・ 施設・設備の整備（耐震化、バリアフリー化等）状況等が確認できる資料		
	・ 安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料		
[分析項目 4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）		
	4-1-4-01 令和 2 年度学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）（非公表）		
[分析項目 4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
	4-1-5-01 令和 2 年度学術情報基盤実態調査（大学図書館編）本館（非公表）		
	4-1-5-02 令和 2 年度学術情報基盤実態調査（大学図書館編）分館（非公表）		
[分析項目 4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式 4-1-6）		
	4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目 4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式 4-2-1）		
	4-2-1 相談・助言体制等一覧		
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料		
	4-2-1-01 東京海洋大学学生支援教員体制に関する規則		
	4-2-1-02 東京海洋大学海洋工学部における指導教員制度に関する申合せ		
	4-2-1-03 東京海洋大学保健管理センター規則		
	4-2-1-04 保健管理センターの利用について		
	4-2-1-05 学生相談（カウンセリング）		
	4-2-1-06 東京海洋大学キャリア支援センター規則		
	4-2-1-07 キャリア支援センターの利用について		
	4-2-1-08 就職相談		
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）		
	4-2-1-09 国立大学法人東京海洋大学のハラスメント等の防止等に関する規則		
	4-2-1-10 ハラスメント等の防止等の規則に基づく相談の流れ		
	4-2-1-11 ハラスメント等の相談について		
4-2-1-12 ハラスメントのない東京海洋大学をめざして			
・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料			
4-2-1-13 相談内容に応じた相談先の案内			
4-2-1-14 なんでも相談			
4-2-1-15 2020年度版東京海洋大学学生生活ガイド			
・生活支援制度の利用実績が確認できる資料			
4-2-1 相談・助言体制等一覧			再掲
[分析項目 4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式 4-2-2）		
	4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧		

[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-3）		
	4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制		
	・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料		
	4-2-3-01 外国人留学生ガイドブック（英語版）		
	4-2-3-02 学内説明文書や様式等の英語化について		
[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-4）		
	4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制		
[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）		
	4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧		
	・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	4-2-5-01 大学HP（入学金・授業料免除及び奨学金）		
	4-2-5-02 大学基金HP（コロナ・修学支援貸与金）		
	・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-03 令和2年度JASSO奨学生数		
	・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-04 修学支援事業基金学資支給事業実施に関する取扱い		
	4-2-5-05 博士後期課程者社会人学生奨学金給付についての申合せ		
	4-2-5-06 学業優秀学生奨学金規則		
	4-2-5-07 新型コロナウイルス感染症の影響に係る修学支援貸与金応募要領		
	・入学金、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
	1-3-1-01 東京海洋大学学則	p.6~7(58条、64条)	再掲
	4-2-5-08 入学金免除及び徴収猶予取扱規則		
	4-2-5-09 授業料等免除及び徴収猶予取扱規則		
・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料			
4-2-5-10 学生寮規則			
4-2-5-11 学生寮の経費			
・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

II 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

: 「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-1-1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-01 入学者受入方針（学部）（R3入学者選抜要項一部抜粋）		
	5-1-1-02 入学者受入方針（博士前期課程）（R3学生募集要項一部抜粋）		
	5-1-1-03 入学者受入方針（博士後期課程）（R3学生募集要項一部抜粋）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）		
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧		
	・ 面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
	・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
	5-2-1-01 海洋生命科学部・海洋資源環境学部一般選抜（前期日程・私費留学生特別入試）実施要領（非公表）		
	5-2-1-02 海洋生命科学部・海洋資源環境学部一般選抜（後期日程）実施要領（非公表）		
	5-2-1-03 海洋工学部一般選抜実施要領（私費留学生特別入試含む）（非公表）		
	5-2-1-04 海洋生命科学部・海洋資源環境学部総合型選抜・学校推薦型選抜実施要領（非公表）		
	5-2-1-05 海洋政策文化学科総合型選抜実施要領（非公表）		
	5-2-1-06 海洋工学部総合型選抜実施要領（非公表）		
	5-2-1-07 海洋生命科学部・海洋資源環境学部私費外国人留学生特別入試実施要領（非公表）		
	5-2-1-08 食品生産科学科編入学試験（推薦・学力）実施要領（非公表）		
	5-2-1-09 海洋工学部編入学（推薦・学力）試験監督要領（非公表）		
	5-2-1-10 海洋資源環境学部編入学試験実施要領（非公表）		
	5-2-1-11 大学院海洋科学技術研究科入学者選抜試験（第1次募集）（博士前期課程・博士後期課程）実施要領（非公表）		
	5-2-1-12 大学院海洋科学技術研究科入学者選抜試験（第2次募集）（博士前期課程・博士後期課程）実施要領（非公表）		
5-2-1-13 大学院博士前期課程入学者選抜の学力試験に関する申合せ（非公表）			
5-2-1-14 大学院博士後期課程入学者選抜に関する申合せ（非公表）			
5-2-1-15 大学院博士後期課程進学者選考に関する申合せ（非公表）			

	・入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
	2-1-3-05 東京海洋大学全学入学試験委員会規則		再掲
	5-2-1-17 東京海洋大学海洋生命科学部入学試験委員会規則（非公表）		
	5-2-1-18 東京海洋大学海洋工学部入学試験委員会規則（非公表）		
	5-2-1-19 東京海洋大学海洋資源環境学部入学試験委員会規則（非公表）		
	5-2-1-20 東京海洋大学大学院入学試験委員会規則（非公表）		
	・学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの		
	5-2-1-21 令和3（2021）年度に実施する令和4（2022）年度入学者選抜に係る変更点について（海洋工学部）（非公表）		
	5-2-1-22 令和4（2022）年度入学者選抜における募集人員の変更について（海洋工学部）（非公表）		
	5-2-1-23 令和4（2022）年度入学者選抜について（予告）（海洋生命科学部）（非公表）		
[分析項目5-2-2] 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料		
	2-1-3-05 東京海洋大学全学入学試験委員会規則		再掲
	5-2-1-17 東京海洋大学海洋生命科学部入学試験委員会規則（非公表）		再掲
	5-2-1-18 東京海洋大学海洋工学部入学試験委員会規則（非公表）		再掲
	5-2-1-19 東京海洋大学海洋資源環境学部入学試験委員会規則（非公表）		再掲
	5-2-1-20 東京海洋大学大学院入学試験委員会規則（非公表）		再掲
	・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
	5-2-2-01 2019年度第7回生命・資源合同入試委員会議事要録（非公表）		
	5-2-2-02 2019年度第7回海洋工学部入学試験委員会議事要録（非公表）		
	5-2-2-03 令和2年度第9回海洋工学部入学試験委員会議事要録（非公表）		
	5-2-2-04 令和2年度大学院入学試験委員会議事要録（非公表）		
	5-2-2-05 令和2年度全学入学試験委員会議事要録（非公表）		
	5-2-2-06 全学入学試験委員会委員長（教育・国際担当理事）からアンケート集計結果等報告（非公表）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目5-3-1】 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2		
	認証評価共通基礎データ様式		
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

領域6 基準の判断 総括表

東京海洋大学

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準 6-1	基準 6-2	基準 6-3	基準 6-4	基準 6-5	基準 6-6	基準 6-7	基準 6-8	備考
01	海洋生命科学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
02	海洋工学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
03	海洋資源環境学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
04	海洋科学技術研究科	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）	(01)6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率 / 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		再掲
・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む）	(01)6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		再掲
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）	(02)6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率 / 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		再掲
・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む）	(02)6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		再掲
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
<ul style="list-style-type: none"> ・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 	(03)6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率／「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		再掲
<ul style="list-style-type: none"> ・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） 	(03)6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		再掲
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
<ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 	(04)6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率 / 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		再掲
<ul style="list-style-type: none"> 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） 	(04)6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）		再掲
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	
【優れた成果が確認できる取組】			